博多交通安全協会会費一覧表

\$58.08.09 協会設立 \$61.04.01 調 整

業種別		会費額(年額)				備考
	トラック	車両割		均 等 割		1 金額が 100 円未満の端数となった場合の端 数は切捨てて会費額とする。
		大 型	小型	5 台毎 500		2 金額が1万円未満となった場合の会費額は1 万円とする。
		800円	500円	端数~500円		3 車両割及び均等割を合計したものが会費で ある。
企	タクシー	車両割		同 上		※ 大型 (2 t を超える)/小型 (2 t 以下)※ 車両割~1 台割当
			620円			
業	安管選任	10 台以上		15,000円	3	安全運転管理者選任届出書による台数で計上し、会費とする。
 会		10 台未満 10,000		10,000円	3	
	特別賛助会員	福岡市		5 役 所	Ť	1 業種別関係の会費は、車両台数にかかわらず
		自	動	車 販 売	Ē	事業所の篤志により、入会時にそれぞれ決定しているもの。 2 一般事業所とは、安全運転管理者を選任していない5台未満の車両保有事業所等
		デ	/۴	- h	·	
		\\ <u>'</u>		体		
	Χ			ス		
	_	般 事	業	所 会 舅	Ę	
個人会員	免許証有効期限			会 費 額		
	3 年			1,200 円		400円×免許証有効期限 2 平成6年7月1日 免許証有効期限延長に伴う改定
	4 年			1,600円		
	5	5	年	2,000円		
備	1 普通会員の運転免許は、原付自転車を含む。 2 特別会員の会費は、昭和 56 年度福岡市交通安全協会総会で調整(+25%)昭和 61 年度博多 交通安全協会定例総会において調整したものである。					
 考 	文通女主協会定例総会において調整したものである。 3 博多安全運転管理者等連絡協議部会に加入すれば、自動的に博多交通安全協会の会員と なるので、上表の会費額を納入すれば、別に協会費の納入の必要はありません。					